



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月11日火曜日 第2815号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件の変更予定(4件).....	(森林整備課) ... 808
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(中予地方局環境保全課) ... 809
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 810

公 告

准看護師試験の施行.....	(医療対策課) ... 810
----------------	-----------------

告 示

○愛媛県告示第1122号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘菊川510の1・512の1・513の1・522の1
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、488の1、488の2、495、496、498から502まで、503の1、503の2、504から509まで、512の2、514から516まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度
変更しない。
 - (2) 植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1123号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘和口1023・1029・1049の1・1050・1051・1089・1097の1・1098・1099の2・1123の1・1124の1・1125・1132・1133・御荘長洲738・739・740の2・754・844・846から850まで(以上24筆について次の図に示す部分に限る。)、御荘和口1044、1045、1102、1103、1097の4、1099の1、1100、1104、1105、1123の2、1126、1130の1、1131の1、1152、1155、御荘長洲617、620から623まで、624の2、625から627まで、628の2、629から632まで、716の1、718、721の1、726の1、727から730

まで、731の2、733から737まで、741の2、742、743、753、755から763まで、766から769まで、791、795の2、796、797の1、798の1、840の2、841の3、842、843、845、861、870、871

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1124号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和61年6月4日農林水産省告示第847号(一に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1125号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成2年6月13日農林水産省告示第769号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1126号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月11日

愛媛県中予保健所長 三木 優子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東レ株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
代表取締役社長 日覺 昭廣
- 2 工場の名称及び所在地
東レ株式会社愛媛工場
伊予郡松前町大字筒井1515番地
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	処理ガス量 25立方メートル/分	
工事の着手予定年月日		
工事の完成予定年月日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	1回/日	
特定施設の1日当たりの使用時間	45分/回	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 7.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.8 最大 0.8
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.05未満 最大 0.05未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1 最大 1	

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) 東地区活性汚泥処理施設

設置年月日	昭和51年3月31日		
処理施設の種類	化学処理、物理処理及び生物処理		
処理施設の型式			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 90メートル 横 100メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,401立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 667 最大 840	通常 135 最大 165
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 135	通常 55 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 145 最大 620	通常 30 最大 125
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 50	通常 5 最大 15
		通常 2,232 最大 2,401	通常 2,232 最大 2,401

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

- (1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.0～8.7
		最大	6.0～8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10.2
		最大	15.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	10
	最大	21	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.6	
	最大	20.0	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.82	
	最大	3.00	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	93.273
		最大	128.105

(2) 第2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.0～8.6
		最大	6.0～8.6

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	4.1
	最大	10.0
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
	最大	5
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0
	最大	20.0
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.61
	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 18.480
		最大 24.061

備考 この他に雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年10月11日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第26号 平成28年9月28日	伊予郡松前町大字北黒田字美居766番1、767番1	伊予市米湊834番地20 （株）亀岡 代表取締役 亀岡 英文

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成28年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成28年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第2別館6階大会議室
- 試験の日時
平成29年2月10日（金）12時30分
- 試験願書の提出期間
平成29年1月4日（水）から11日（水）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課